

## 平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則

〔平成17年11月21日〕  
〔条例第11号〕

(改正条例附則第3項第2号に掲げる額を調整額に含めない職員)

第1条 福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成17年条例第3号。以下「改正条例」という。)附則第3項で定める職員は、平成17年6月に期末手当又は勤勉手当を支給された職員のうち、同月1日から同年12月1日(同月に支給する期末手当について改正後の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例第23条第6項及び第24条第1項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)までの期間引き続き在職した職員(同年6月1日(同日前1箇月内に退職した職員であって、同月に支給された期末手当及び勤勉手当について改正前の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例(昭和56年条例第1号)第23条第6項及び第24条第1項後段の規定の適用を受けたもの)にあっては、当該退職した日)から基準日までの期間において、職員から人事交流により引き続いて次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった者であって、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものを含む。)以外の職員とする。

- (1) 国家公務員
- (2) 他の地方公共団体の職員

(在職しなかった期間等がある職員の改正条例附則第3項第1号の月数の算定)

第2条 改正条例附則第3項第1号の規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 休職期間(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の規定により休職されていた期間(給料の全額を支給されていた期間を除く。)をいう。)専従休職期間(法第55条の2第1項ただし書きに規定する許可を受けていた期間をいう。)又は育児休業期間(地方公務員の育児休業に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条の規定により育児休業していた期間をいう。)
- (2) 停職期間(法第29条第1項の規定により停職にされていた期間をいう。)
- (3) 育児休業法第9条第1項及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第6号)第15条第3項の規定により給与を減額された期間又は法第38条の規定による許可を得て勤務しなかったことにより給与を減額された期間
- (4) 条例第8条の規定により給与を減額された期間

2 改正条例附則第3項第1号の規則で定める月数は、平成17年4月1日から同年11月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

- (1) 前項第1号又は第3号に掲げる期間のある月

(2) 前項第 2 号又は第 4 号に掲げる期間のある月（前号に該当する月を除く。）であつて、その月に支給された給料の月額が改正条例附則第 3 項第 1 号に規定する合計額に 100 分の 0.36 を乗じて得た額（第 3 条において「附則第 3 項第 1 号基礎額」という。）に満たないもの

（端数計算）

第 3 条 附則第 3 項第 1 号基礎額又は改正条例附則第 3 項第 2 号に掲げる額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（雑則）

第 4 条 この規則に定めるもののほか、平成 17 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。